

産業課

問い合わせ 産業課 地域振興係 まで

八百津町新築住宅建設等奨励金について

八百津町では定住促進、地域の活性化を図るために、「空き屋バンク」に続く事業として、八百津町新築住宅等奨励金を平成22年度から平成24年度までの3年間交付します。

八百津町新築住宅建設等奨励金とは？

八百津町内に定住を目的として、住宅を新築する方、又は新築家屋を購入する方に対して、その費用の一部として、1戸20万円を予算の範囲内において奨励金として交付します。

奨励金の対象者は？

以下の要件のすべてに該当される方です。

- 町内に新築住宅を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新築又は購入し入居された方。
- 奨励金の交付申請時に、新築住宅に住民登録があり生活している方。
- 申請者及び同居している方に町税及びこれに準ずる納付金に滞納がない方。

奨励金対象住宅は？

- 新築の一戸建て専用住宅、又は玄関・台所・浴槽・便所・居室がある店舗等の併用住宅であること。
- 附属屋、店舗、倉庫、工場、車庫及び別荘等一時的に使用するもの、アパートなど賃貸を目的とした建物は除きます。
- 新築又は購入される住宅の住宅床面積が50㎡以上であること。

奨励金を受給するためには？

以下の手続きが必要です。

1. 対象住宅認定申請

新築住宅の工事請負契約又は売買契約の締結後に「新築住宅建設等奨励金対象住宅認定申請書」を記入し、添付書類を添えて、八百津町役場産業課地域振興係まで提出してください。審査後、「新築住宅建設等奨励金対象住宅認定通知書」が送付されます。

2. 奨励金交付申請

奨励金対象住宅に入居後に「新築住宅建設等奨励金交付申請書」を記入し、添付書類を添えて提出してください。審査、現地確認後に「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されます。

3. 奨励金の請求

「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されましたら、「新築住宅建設等奨励金交付請求書」を記入し提出ください。後日指定された口座に奨励金が振り込まれます。

